

第6章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	1
第1節	総則.....	1
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制.....	3
第3節	南海トラフ臨時情報発表時の情報収集伝達計画	4
第4節	広報計画	7
第5節	災害応急対策をとるべき期間.....	8
第6節	避難対策等.....	9
第7節	住民の防災対応	12
第8節	防災関係機関のとるべき措置.....	13
第9節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画	17

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に取りべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震臨時情報について

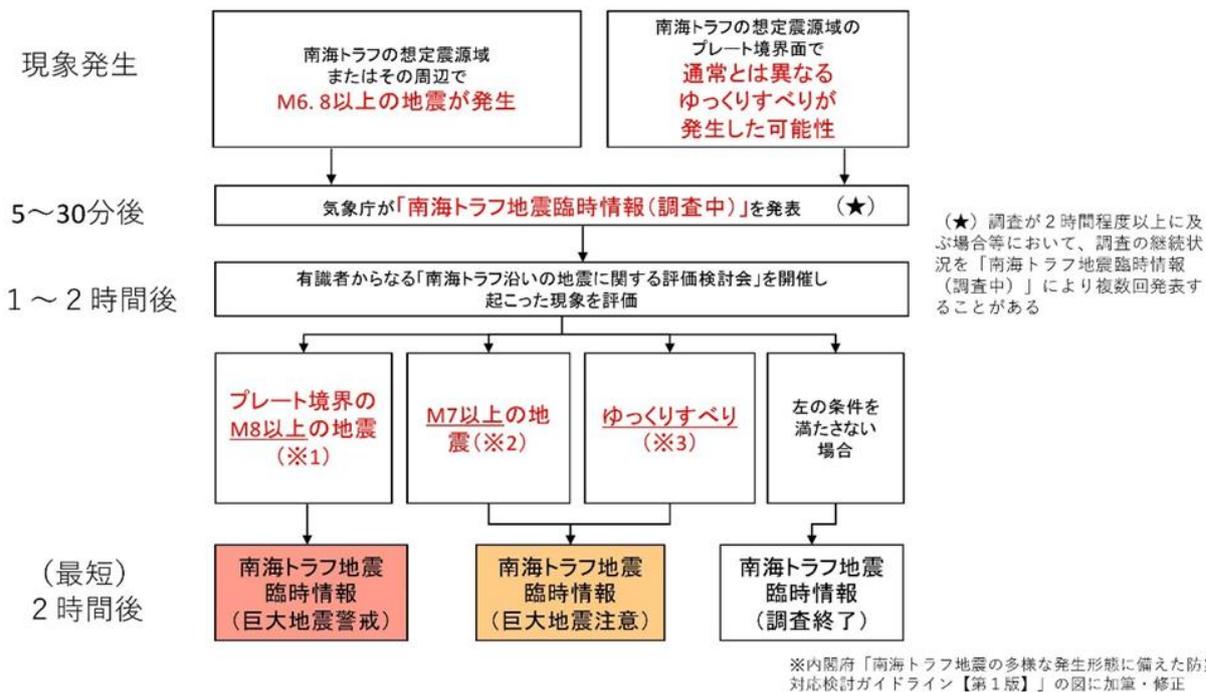
警戒宣言が発せられる前において東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連開設情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。 <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</p>

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 南海トラフ地震臨時情報の種類



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

第3 推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、駒ヶ根市地域防災計画「震災対策編第3章第2節第5 配備態勢の基準」に定めるところにより配備態勢をとり次の業務を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
- 2 住民等に密接に関係のある事項の広報

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、駒ヶ根市地域防災計画「震災対策編第3章第2節第5 配備態勢の基準」に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
- 3 後発地震に対して注意する措置の実施

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、次の業務を行う。

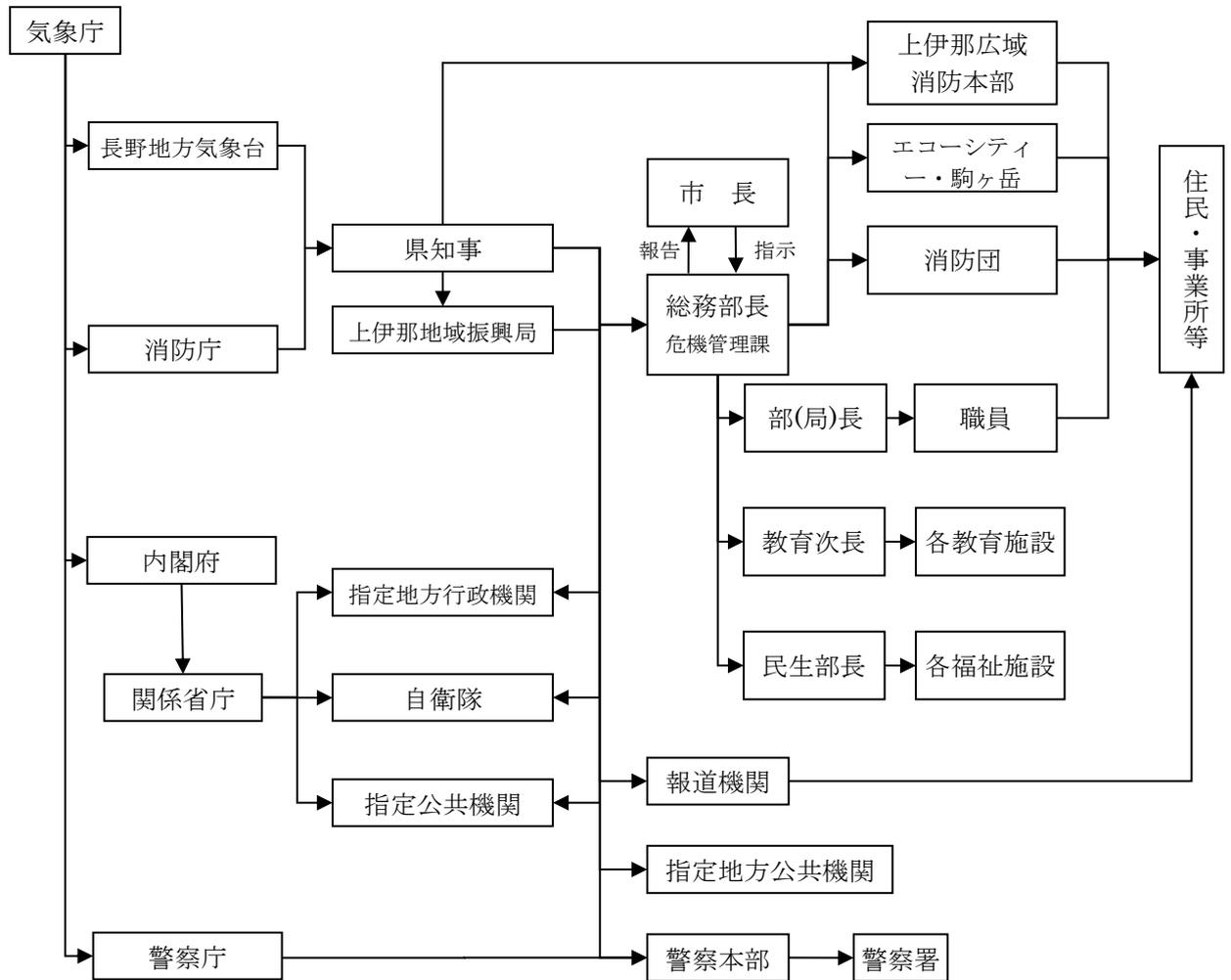
- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
- 3 後発地震に対して注意する措置の実施
- 4 市内における災害応急対策に係る措置の実施

第3節 南海トラフ臨時情報発表時の情報収集伝達計画

第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達

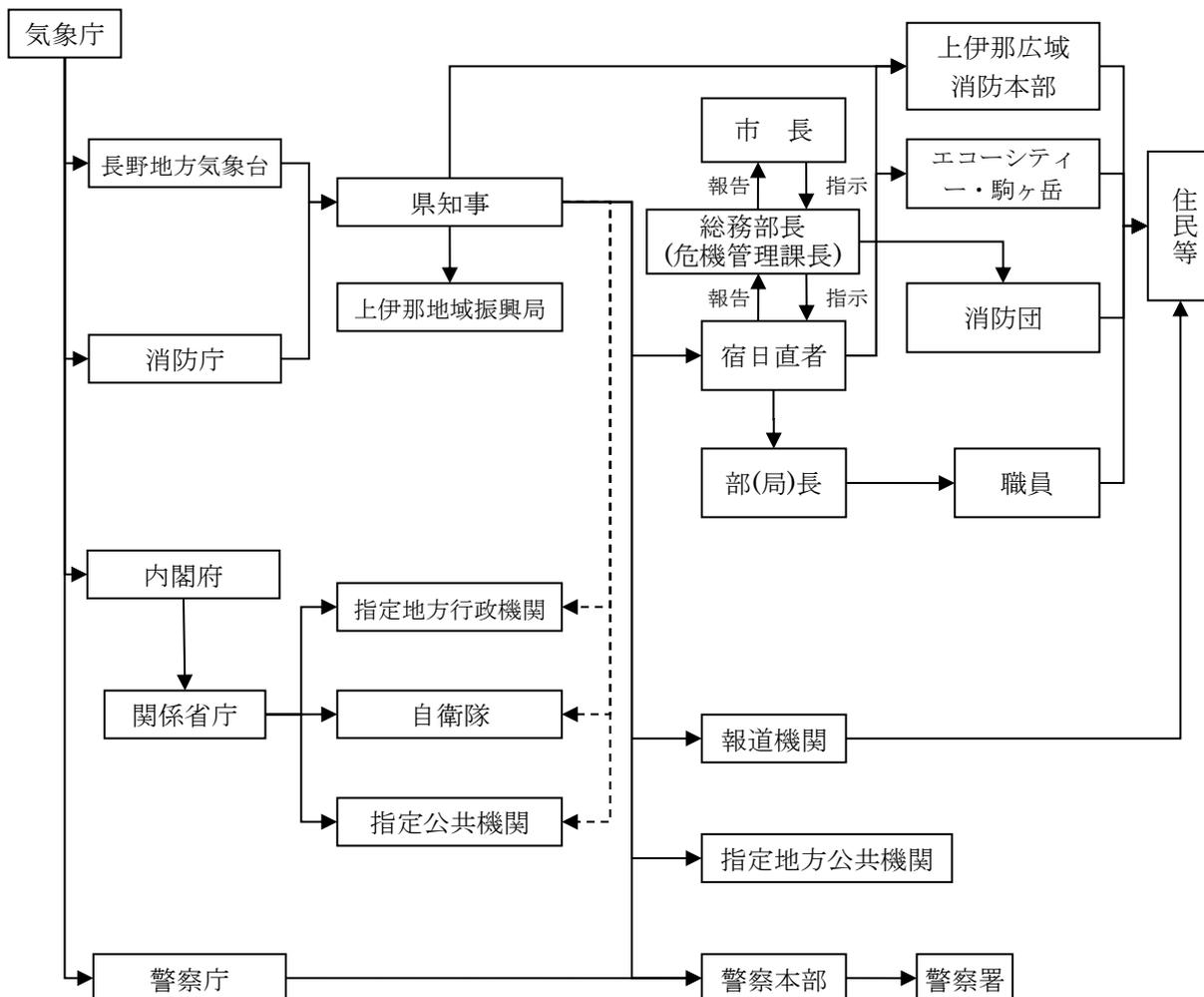
南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

1 勤務時間内における伝達系統及び要領



- (1) 勤務時間内に、気象庁・県から南海トラフ地震に関連する情報（臨時）を受理した総務部長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、防災行政無線等により関係機関等へ伝達する。
- (2) 職員に対する伝達は、放送設備による庁内放送及び職員向け一斉メールを使用して周知する。
- (3) 住民への情報伝達は、防災行政無線、駒ヶ根市メール配信サービス、エコーシティー駒ヶ岳等を使用して行う。

2 勤務時間外及び休日における伝達系統及び要領



- (1) 勤務時間外及び休日に、南海トラフ地震に関する情報（臨時）を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を、総務部長又は危機管理課長に報告する。
- (2) 総務部長は危機管理課職員の登庁を指示するとともに、市長へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 危機管理課職員は、速やかに登庁し、関係機関等へ伝達するとともに、各部署連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。
- (4) 住民への情報伝達は、防災行政無線、駒ヶ根市メール配信サービス、エコーシティ駒ヶ岳等を使用して行う。

第2 応急対策実施状況等の情報収集及び県への報告

市は、県及び防災関係機関と相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集及び伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

1 病院の診療状況、救護医療班の出動体制

病院管理者－市町村－保健福祉事務所－県警戒本部（健康福祉部）

2 金融機関の営業状況

金融機関－長野財務事務所－県警戒本部

（農協－市町村－地域振興局－県警戒本部）

（郵便局－日本郵便株式会社（信越支社）－県警戒本部）

（労働金庫－県警戒本部）

（その他金融機関－地域振興局－県警戒本部）

3 主要食料の在庫状況等

農林水産省関東農政局松本地域センター伊那支所－県警戒本部

4 列車の運行状況、旅客の状況

J R－県警戒本部

5 バスの運行状況、旅客の状況

路線バス会社－県警戒本部

6 電話等の疎通状況、利用制限の状況

東日本電信電話㈱－県警戒本部

7 救護医療班の出動体制

日本赤十字社－県警戒本部

県医師会－県警戒本部

8 高速道路の交通規制の状況、車両通行状況

中日本高速道路㈱（東京管理局・中部支社）－県警戒本部（建設部）

地方整備局－県警戒本部（建設部）

市町村－建設事務所－県警戒本部（建設部）

9 緊急輸送車両の確保台数

県トラック協会－県警戒本部（危機管理部）

10 避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、スーパー等の営業状況

市町村－地域振興局－県警戒本部（危機管理部）

11 幼稚園、小中学校、高校の授業実施状況等

市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部（教育委員会）

私立学校－県警戒本部（総務部）

第4節 広報計画

南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、市民をはじめ区、自主防災組織等が的確な防災対策を行うために必要な広報を行う。

第1 実施責任者

総務対策部総務班長は、南海トラフ地震臨時情報の伝達を受けたときは、広報手段の特性に応じ、広報文等の内容を検討し、的確な広報活動を実施する。

第2 活動の内容

1 広報内容

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容
 - イ 住民等に密接に関係のある事項
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容
 - イ 交通に関する情報
 - ウ ライフラインに関する情報
 - エ 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
 - イ 交通に関する情報
 - ウ ライフラインに関する情報
 - エ 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

2 広報手段

防災無線、音声告知放送、広報車、ホームページ、メール、ケーブルテレビ、ソーシャルメディア等を用いるほか、消防団等関係機関や状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報する。

3 広報手段

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

4 報道機関との応援協力関係

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、県は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけることとなっている。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

市町村は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

推進地域内市町村は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、市は、あらかじめ避難者数を想定しておく。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておく。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、市が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討する。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。
- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。
 - ア 施設名、住所、面積、収容人数
 - イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
 - ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
 - エ 非構造部材の落下防止対策の有無
 - オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
 - カ 学校の状況（授業継続または休校）
 - キ 周辺の避難場所からの移動距離
 - ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
 - ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
 - コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

市は、次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

- (1) 作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意する。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うとともに、避難対象地域外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずる。

- (2) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などさまざまな手段の検討を行う。
- (3) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- (4) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。
なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、市は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個人個人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、市民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項

市民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて市民一人一人が検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- 1 市民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- 2 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。
- 3 市民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。
- 4 市民及び観光客は、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。また、日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

第8節 防災関係機関のとりべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。

第2 計画の内容

1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の項目を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

県及び市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備する。

(2) 電気

電気事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備する。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備する。

また、ガス事業者は、設備の安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる場合には、これを実施する。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施する。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防止行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報提供に努めるよう留意する。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努める。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施する。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとりべき行動の要領について定め、地域住民に周知する。

イ 県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報共有する。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を実施する。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供する。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行う。

なお、具体的な対策は施設ごとに定めることとし、市以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

市は、特に後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずる。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上逸幼な措置を行う。

イ ため池・用水路

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ 庁舎、その他災害応急対策上重要な施設

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認を行う。

また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会体育施設、博物館、図書館等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行う。

- ・ 入場者等への情報伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入力するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行う。

ア 保育園、小・中学校等

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

イ 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

ウ 病院・診療所等

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が予想される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

エ 上下水道施設

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備する。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第1 基本方針

南海トラフ臨時情報が発表された場合、市民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、市民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、市は南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、市民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する防災上の教育

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報

を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 留意事項

市は、先述の教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行う。

- (1) ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- (2) 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
- (3) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。